

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制撤廃・緩和の経緯

【規制措置が完全撤廃された国】

【最近の輸入規制緩和の例】

撤廃された年月	国名
平成23年 6月	ミャンマー
7月	セルビア
9月	チリ
平成24年 1月	メキシコ
4月	ペルー
6月	ギニア
7月	ニュージーランド
8月	コロンビア
平成25年 3月	マレーシア
4月	エクアドル
9月	ベトナム
平成26年 1月	イラク
〃	オーストラリア
平成27年 5月	タイ※一部の野生動物肉を除く
11月	ボリビア
平成28年 2月	インド
5月	クウェート
8月	ネパール
12月	イラン
〃	モーリシャス
平成29年 4月	カタール
〃	ウクライナ
10月	パキスタン
11月	サウジアラビア
12月	アルゼンチン
平成30年 2月	トルコ
7月	ニューカレドニア
8月	ブラジル

緩和された年月	国名	緩和の主な内容
平成28年 3月	エジプト	・検査証明書の対象地域及び対象品目の変更 (11都県の全ての食品・飼料→7県の水産物)
6月	ブルネイ	・輸入停止（福島県の食肉、野菜、果物、水産物、牛乳・乳製品）→検査証明書添付で輸入可能（福島県の全食品が検査証明書の対象に）
6、9月	仏領ポリネシア	・検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県の野菜、果実（柿を除く）、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等）（9月）
7月	カタール	・検査報告書（47都道府県）→輸入時サンプル検査
〃	イスラエル	・輸入時サンプル検査の対象地域及び対象品目が縮小
10月	ニューカレドニア	・輸入停止（12都県の全ての食品・飼料）→解除（野菜、果実（柿を除く）、畜産品、そば、茶等について証明書の添付も不要に）
12月	U A E	・検査証明書の対象地域の縮小（15都県の全ての食品・飼料→5県のみ）
平成29年 3月	レバノン	・全ての食品・飼料について検査報告書の添付で輸入可能に
4月	ロシア	・青森県に所在する施設での水産物について、検査証明書の添付が不要に
9、11月	米国	・福島等5県産の牛乳・乳製品について、輸入時の（放射性物質に係る）安全性証明が不要に ・輸入停止（福島県等）→一部の品目の解除等
12月	E U※	・検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県のコメ等を検査証明対象から除外等）
平成30年 1月	トルコ	・輸入時全ロット検査の対象品目が縮小（切り花、盆栽等を検査対象から除外）
3、6月	米国	・輸入停止（栃木県産のクリ、福島県産キツネメバル、シロメバル及びスズキ）→解除
3月	ロシア	・輸入停止（7県産の水産物）→岩手等6県産の水産物については停止措置を解除、福島県産の水産物については放射性物質検査証明書（セシウム、ストロンチウム）の添付を条件に停止措置を解除
5月	U A E	・検査証明書の対象地域の縮小（5県の全ての食品・飼料→福島県）、産地証明書の添付不要
7月	シンガポール	・全食品及び農産品について、輸入停止の対象地域の縮小（福島県10市町村→7市町村）
〃	香港	・輸入停止（茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県産の野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳）→検査証明書及び輸出事業者証明書の添付で輸入可能

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施